

富里市総合評価落札方式一般競争入札実施要領

平成21年3月30日 制定

平成27年9月1日 改正

令和3年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要領は、富里市が発注する建設工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、価格その他の条件が富里市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する競争入札方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総合評価落札方式の形式及び対象工事)

第2条 総合評価落札方式の形式及び対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号によるものとする。

- (1) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さく、入札参加者の施工能力、配置予定技術者の能力、地域精通度及び地域貢献度等(以下「施工能力等」という。)の価格以外の要素を一体として評価することが妥当と認められる一般的で小規模な建設工事
- (2) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さく、入札参加者が提示する簡易な施工計画及び施工能力等の価格以外の要素を一体として評価することが妥当と認められる一般的な建設工事
- (3) 標準型 技術的な工夫の余地が大きく、総合的なコストの削減に関する技術提案、工事目的物の性能等の向上に関する技術提案、社会的要請への対応に関する技術提案及び施工能力等(以下「技術提案等」という。)の価格以外の要素を一体として評価することが妥当と認められる建設工事

2 市長は、対象工事を決定するときは、富里市総合評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)の審査を経るものとする。

(落札者決定基準の設定)

第3条 市長は、総合評価落札方式を実施するときは、対象工事ごとに施行令第167条の10の2第3項の規定による落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、第2条第1項各号の対象工事に応じて、技術提案等を評価する項目(以下「評価項目」という。)、評価項目の評価基準並びにその配点及び落札者の決定方法その他の基準を設定するものとする。

3 落札者決定基準を定めるときは、技術審査会の審査を経るものとする。

(学識経験者への意見聴取)

第4条 市長は、落札者決定基準を定めるときは、技術審査会の審査を経た後、施行令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29

号) 第12条の4の規定により、2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、施行令第167条の10の2第5項の規定により、前項の規定による意見聴取において、併せて当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについての意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告又は入札通知書に掲げる事項)

第5条 市長は、総合評価落札方式を実施するときは、富里市財務規則(昭和63年規則第8号)第123条(富里市財務規則第136条において準用する場合を含む。)に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を入札公告又は入札通知書(以下「入札公告等」という。)により各入札参加者に公告又は通知しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式による旨
 - (2) 評価項目及び評価項目の評価基準
 - (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
 - (4) 入札参加者に求める技術提案等に係る資料(以下「技術資料」という。)の内容、提出方法及び提出期間
 - (5) その他総合評価落札方式を行うために市長が必要であると認める事項
- 2 市長は、総合評価落札方式に参加しようとするものに、第6条第1項第1号に掲げる技術資料の提出を求める場合、前項に加え、次に掲げる事項についても公告しなければならないものとする。

- (1) 提出された技術資料の内容について、市長が必要であると認めるときは、入札者及び配置予定技術者に対し聞き取りを行う旨
- (2) 技術資料に記載された技術提案等の内容により契約の履行を求める旨
- (3) 技術資料に記載された技術提案等が履行できなかった場合等の措置
- (4) その他技術提案等に係る資料の提出を求めるために市長が必要であると認める事項

(技術資料の提出)

第6条 総合評価落札方式に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、価格及び技術提案等をもって入札するものとし、次の各号に掲げるもののうち市長が指定する技術資料を入札公告等に定められた期日までに提出するものとする。

- (1) 技術提案に係る技術資料
 - ア ライフサイクルコスト、使用材料等の耐久性その他総合的なコストの縮減に関する技術提案に係る事項
 - イ 品質管理の方法、景観、機械設備等の処理能力その他の工事目的物の性能等の向上に関する技術提案に係る事項
 - ウ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策その他社会的要請への対応に関する技術提案に係る事項

エ 工程管理に係る事項、材料の品質管理に係る事項、施工上の課題に対する事項、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項その他の簡易な施工計画に係る事項

オ その他必要な技術提案に係る事項

(2) 企業の施工能力に係る技術資料 同種又は同規模の工事の施工実績、過去の工事成績及びその他の企業の施工能力に係る事項

(3) 配置予定技術者の能力に係る技術資料 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験その他配置予定技術者の能力に係る事項

(4) 企業の信頼性及び社会性に係る技術資料 ISO9001若しくはISO14001の認証取得、建設業労働災害防止協会への加入その他の企業の信頼性及び社会性に係る事項

(5) 地域精通度及び地域貢献度に係る技術資料 建設業の許可における主たる営業所の所在、災害協定その他地域精通度及び地域貢献度に係る事項

(6) その他の技術資料 その他評価項目について審査及び評価するために、市長が必要であると認める事項

2 前項により提出された技術資料については、提出期限後の訂正、差替え及び再提出を認めないものとする。ただし、前項第1号に規定する技術提案に係る技術資料の内容について、配置技術予定者に対し聴き取りを行ったときは、この限りではない。

(一般競争入札による場合の入札参加資格申請)

第7条 一般競争入札による総合評価落札方式の場合、入札参加資格を確認するため、入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書に前条第1項で規定する技術資料を添付して、入札公告に定められた期日までに提出するものとする。

(総合評価の方法)

第8条 総合評価落札方式における価格その他の条件の評価は、次の各号に掲げるいずれかの方式により、落札者の決定を行うための基準となる数値（以下「評価値」という。）を求めることにより行うものとする。

(1) 加算方式 入札参加者が提出した技術資料に基づく評価により与えられる技術評価点に、入札価格に対する価格評価点を加えて評価値を算出する方式をいう。

(2) 除算方式 標準点を100点とし、これに入札参加者が提出した技術資料に基づく評価により与えられる点数を加算して求めた技術評価点を入札価格で除して評価値を算出する方式をいう。

2 評価値の算出方式及び技術評価点並びに価格評価点の算出方法については、落札者決定基準において定めるものとする。

3 提出された技術資料に基づく落札者決定基準に係る技術評価点の審査は、技術審査会で行うものとする。

(落札者の決定方法)

第9条 市長は、入札参加資格を有する者で、次の各号に掲げる要件を満たす者のうち、前条により算出された評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）

を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。
 - (2) 第6条第1項第1号に掲げる技術資料の提出を求めた場合、当該技術資料を提出した者であること。
 - (3) 除算方式により評価値を求める場合にあつては、当該評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
 - (4) 富里市低入札価格調査制度要領第11条第1項第2号の規定による落札者又は落札候補者としなないことの決定を受けていないこと。
 - (5) その他 入札公告等で定めた諸条件を満たしているものであること。
- 2 最高評価値者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- 3 市長は、落札者を決定するにあたり、第4条第2項の規定に該当するときは、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札結果の通知及び公表)

第10条 市長は、総合評価落札方式により落札者を決定したときは、入札参加者に対し、入札結果を通知するとともに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事の名称及び場所
- (2) 工事担当課
- (3) 落札者及び落札金額
- (4) 予定価格
- (5) 調査基準価格（低入札価格調査制度）
- (6) 総合評価落札方式の方法によつた旨の理由
- (7) 価格以外の評価項目、配点及び技術評価点
- (8) 入札参加者の入札金額及び評価値

(技術提案等が履行できなかつた場合等の措置)

第11条 市長は、落札者が提示した第6条第1項第1号に規定する技術提案等を履行することができなかつたときは、落札者に対し工事目的物の瑕疵の修補、契約金額の減額又は損害賠償の請求等を行うことができる。

- 2 市長は、落札者が偽りその他不正の手段により落札者となつたときは、当該契約の解除並びに指名停止等の措置を行うことができる。
- 3 前二項の規定は、落札者が共同企業体であるときには、その全ての構成員について適用するものとする。
- 4 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容に係る設計変更等は原則として行わないものとする。
- 5 標準型及び簡易型の総合評価落札方式による契約の契約書には、前四項に掲げる措置の内容を特約条項として明記するものとする。

(技術資料の取扱)

第12条 市長は、技術資料を入札参加者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外

に利用してはならないものとし、また、これを公表しないものとする。ただし、技術資料を提出した者が承諾したときは、この限りでない。

2 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術資料は返却しないものとする。

(技術提案等の評価理由の説明)

第13条 入札者は、当該入札者本人における技術提案等の評価の理由について、市長に説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、第10条に規定する入札結果通知の日の翌日から起算して土日及び祝日を除く5日以内に、企画財政部財政課に書面を持参して行わなければならない。

2 市長は、前項の請求があった日の翌日から起算して土日及び祝日を除く5日以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。